

平成 30 年度の審査の品質管理における取組状況

平成 3 1 年 2 月 1 8 日

※枠囲みは、審査品質管理小委員会報告書（平成 29 年度）における品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言。

【特許】

(1) 評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

(ねらい)

制度ユーザーによる上記関連文書へのアクセスを容易化する。

(取組の計画)

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を、四法の比較ができる形で作成する。

(取組の実績)

- ・上記関連文書の一覧表を全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる形で作成し、ホームページで公表した。

(結果)

上記関連文書を四法で比較できる形で作成し公表したため、ユーザーによる関連文書へのアクセスが容易化された。

(2) 評価項目④⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- ・第 4 次産業革命関連技術などの新技術も含めてユーザー（出願人、第三者）にとって適切な権利設定がなされるような審査実施体制及び品質管理体制の充実を図ること。

(ねらい)

審査実施体制及び品質管理体制を第 4 次産業革命関連技術に配慮しつつ充実させる。

（取組の計画）

- ・ 審査体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。
- ・ 審査の質を継続的に向上させるため、品質管理に必要な体制を確保する。
- ・ IoT 関連技術の審査における、IoT 関連発明に精通した担当官との協議を継続する。
- ・ 技術研修等の開催に加え、庁内講座の新設を検討し、AI・IoT 技術に関する持続的な学習機会を提供し、AI・IoT 関連技術の審査に対応できる人材を継続的に育成する。
- ・ 無効理由のない権利の設定のため、効果的な品質監査における担当審査官へのフィードバックや協議の実施方法を検討する。

（取組の実績）

- ・ 37 名の恒常審査官と 96 名の任期付審査官を採用し、従来通りの特許審査の体制を概ね維持した。
- ・ 103 名の品質管理官を確保し、品質管理に必要な体制を維持した。
- ・ IoT 関連発明に精通した担当官との協議を継続した（IoT 協議の件数 636 件（4 月～1 月））。
- ・ AI・IoT 関連技術の審査に対応できる人材を継続的に育成するために、「AI・IoT 講座」として、当該技術に関する複数の技術研修からなる庁内講座を設置し、実施した。また、当該技術に関する、外部で開催される様々なセミナーや学会等への審査官の派遣も行った。
- ・ 品質管理官が審査官にフィードバックを行う際には、監査時のサーチ履歴等を含んだ監査結果を伝えることとした。
- ・ 平成 29 年度の国際出願の国際調査等を対象とした協議において、サーチに対する意見が多く出されたことを踏まえ、一部の案件については、一案件につき二回の協議を行うこととし、そのうち一回目は、遅くともサーチ終了前に行うことでサーチノウハウの共有を図った。

（結果）

第四次産業革命関連技術に関する人材育成の強化等の取組を実施したため、新技術に対応できる審査実施体制及び品質管理体制がより充実した。さらに、協議や品質監査に関する改善等が実施されたため、適切な権利設定がなされる審査実施体制及び品質管理体制がより充実した。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- ・サーチの質の更なる維持及び向上のための審査官間のサーチノウハウの共有化を推進するとともに、外国語文献等をより効率的に検索するためのサーチ環境整備を通じ、先行技術文献調査を充実させること。

(ねらい)

外国語文献等のサーチを充実させる。

(取組の計画)

- ・最低限調査すべき範囲や留意事項等をまとめた技術分野別サーチガイドライン、協議や庁内の審査に関する知識共有のためのポータルサイトによる周知等を通じ、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を引き続き推進する。
- ・AI 技術の活用を含めたサーチ環境の高度化に向けた取組及び検索インデックス、その他のデータベースの充実化を継続的に推進する。
- ・中韓文献翻訳・検索システムに蓄積されている特許文献を、特実検索システムにおいて検索及びスクリーニングできるようにする。

(取組の実績)

- ・平成 29 年度の PCT 出願を対象とした協議において、サーチに対する意見が多く出されたことを踏まえ、一部の案件については、一案件につき二回の協議を行うこととし、そのうち一回目は、遅くともサーチ終了前に行うことでサーチノウハウの共有を図った（再掲）。
- ・新規分野担当者の早期立ち上げ等に技術分野別サーチガイドラインを活用し、同じ技術分野を担当する審査官の間で当該技術分野のサーチに必要な最低限の知識や考え方を共有した。また、協議等で得られた共有すべきノウハウをポータルサイトに書き込むことで、経験豊富な審査官の知識を含む技術分野ごとのサーチ知識の共有を図った。
- ・サーチ外注の品質向上のために、技術分野別サーチガイドラインを登録調査機関に提供した。
- ・米国、欧州及び PCT の英語特許文献について、特実検索システムに検索用の全文日本語機械翻訳文が蓄積され、日本語での検索及びスクリーニングが可能となった。
- ・今年度中に、中韓文献翻訳・検索システムに蓄積されている特許文献を、特実検索システムにおいて検索及びスクリーニングできるようにする予定。

- ・サーチの質の維持及び向上のため、外国特許文献調査を拡充した（平成 26 年度と比較した外国特許文献のサーチが実施された審査の割合：約 1.8 倍（平成 30 年 4 月-平成 31 年 1 月））。

（結果）

サーチガイドラインの活用及び外国文献に係る検索システムの拡充等が実施されたため、サーチがより充実した。

- ・審査官間の判断の均質性等に関する課題を継続的に分析するとともに、質の保証に関する取組を推進することにより、国内外ユーザーに信頼される高品質な審査を着実に実施すること。

（ねらい）

均質性の高い、ユーザーから信頼される審査を実施する。

（取組の計画）

- ・ユーザー評価調査等を通じて判断の均質性に関する課題を調査・分析するとともに、協議や品質監査等による判断の均質性を高めるための取組を引き続き行う。

（取組の実績）

- ・ユーザー評価調査における判断の均質性の満足度は、向上しているものの、評価の平均が相対的に低く、全体評価との相関が高い項目であり、優先的に改善に取り組む必要があることから、判断の均質性を高めるため、引き続き、一定の場合（IoT 関連技術の審査をする場合等）には、審査官が必ず協議を行う等の取組を行った。
- ・判断の均質性の更なる向上を目指し、ユーザー評価調査の均質性に関する設問について、均質性の問題を特定するため、条文ごとに均質性の不満の内容を尋ねる設問を追加し、調査を実施した。その結果、進歩性と記載要件の判断において課題が把握された。今後、詳細な分析を行う予定。

（結果）

ユーザー評価調査における判断の均質性の満足度が年々向上しているところ、協議等の取組を引き続き実施し、均質性の高い審査が継続して実施された。また、ユーザー評価調査を用いた均質性の課題の分析が進んだ。

- ・電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実を継続するとともに、出張面接審査やテレビ面接審査に関する情報を発信する等、地方の中小企業を含むユーザーの特許権取得を効果的に支援するための取組を継続すること。

(ねらい)

出願人等の納得感が高い審査を継続して実施する。また、地方企業や中小企業を含むユーザーの特許権取得を効果的に支援する。

(取組の計画)

- ・面接や電話対応を積極的に実施する。また、地方創生への取組の一環として、審査効率にも留意しつつ、出張面接・テレビ面接を積極的に実施する。
- ・巡回特許庁や各種セミナー等において、パンフレットの配布等を行い、出張面接やテレビ面接の利用状況について、随時周知を進めていく。

(取組の実績)

- ・巡回特許庁、各種セミナー、企業コンタクト等において、出張面接やテレビ面接の利用を促した。
- ・電話対応を 14,659 件実施した。また、面接審査を 3,322 件実施した（そのうち、出張面接審査及びテレビ面接審査は 978 件）。INPIT 近畿統括本部（INPIT-KANSAI）においては 411 件の出張面接審査を行った（4 月-1 月）。
- ・面接審査の満足度の更なる向上のため、具体的なユーザーニーズを把握するためのアンケート票を各面接時に配布するアンケート調査を開始した。
- ・資金調達のサイクルなど、事業のスピードが早いベンチャー企業が戦略的に特許権を取得して活用できるようにするため、ベンチャー企業対応面接活用早期審査を創設した（平成 31 年 1 月末時点で 10 件申請）。また、ベンチャー企業のスーパー早期審査の要件を緩和した（平成 31 年 1 月末時点で 76 件申請）。

(結果)

昨年度と同様の規模・態様の面接審査が実施され、出願人等の納得感の高い審査が継続して実施された。また、出張面接審査が継続して実施されるとともに、ベンチャー企業対応面接活用早期審査が創設されたため、地方企業、中小企業を含むユーザーの特許権取得がより効果的に支援された。

(4) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・意見交換やユーザー評価調査等を通じた、海外ユーザー、小規模ユーザーを含めた幅広いニーズ把握を実施すること。

(ねらい)

幅広いユーザーのニーズを把握する。

(取組の計画)

- ・大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業とも意見交換を行う。
- ・海外ユーザーのニーズ把握等のために、海外企業を訪問する。
- ・海外ユーザーや小規模ユーザーを含む様々なユーザーを対象としたユーザー評価調査を継続する。

(取組の実績)

- ・大企業のみならず中小・ベンチャー企業及び海外企業とも幅広く企業コンタクトを行い、特許庁の施策、取組等の普及を行った（315件（4月-1月））。
- ・ユーザー評価調査において海外ユーザーや小規模ユーザーの対象を増加し、様々なユーザーのニーズの把握に努めた（平成30年度：海外企業141者、小規模出願人101者、平成29年度：海外企業59者、小規模出願人19者）。

(結果)

幅広いユーザーを対象とした企業コンタクトが実施され、ユーザー評価調査における海外ユーザーや小規模ユーザーへの対象拡大が実施されたため、より幅広いユーザーのニーズが把握された。

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCAサイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

(ねらい)

取組と結果との関係の確認を通じた継続的改善を図る。

(取組の計画)

- ・協議や品質監査の取組を通じて、品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCAサイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図る。

(取組の実績)

- ・平成 29 年度の PCT 出願を対象とした協議において、サーチに対する意見が多く出されたことを踏まえ、一部の案件については、一案件につき二回の協議を行うこととし、そのうち一回目は、遅くともサーチ終了前に行うことでサーチノウハウの共有を図った（再掲）。
- ・登録調査機関の先行技術文献調査について、品質監査の結果によって各案件についての当該調査の評価が変わる場合に、その結果を評価に反映させることとした。

(結果)

サーチノウハウの共有化を推進するため、PCT 協議の態様の変更や品質監査結果に基づく登録調査機関のサーチの評価についての改善を行い、その後、サーチについて内部監査等で確認することにより、継続的改善が図られている。

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するに当たり、品質管理の取組の分かりやすい情報提供の検討及び海外特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。 |
|--|

(ねらい)

特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることにより、信頼感を高める。

(取組の計画)

- ・国際会議、審査官協議、審査実務指導等の機会を通じて、海外特許庁へ我が国特許庁の審査の質に関する取組を発信するとともに、海外特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を行う。
- ・各企業／業界団体との意見交換を引き続き実施する。
- ・品質管理の取組について引き続きホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、平成 30 年度にホームページの見直しを行う。
- ・第 1 期日米協働調査試行プログラムの対象案件について、全ての結果が出そろった段階で、ホームページ等において分析結果の公表を行う。

(取組の実績)

- ・ 種々の国際会議¹において、我が国特許庁の審査の質に関する取組を発信するとともに、他庁の品質管理に関する取組の収集を行った。
- ・ 中国特許庁との間での審査官派遣・受入時、ドイツ、韓国、台湾及びロシア（予定）の特許庁からの審査官受入時に、我が国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組を紹介した。
- ・ 新興国・ASEAN 諸国の特許庁職員に対する研修を、内容を見直しつつ実施し、我が国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組を紹介した。
- ・ 大企業のみならず中小・ベンチャー企業及び海外企業とも幅広く企業コンタクトを行い、特許庁の施策及び取組等の普及を行った（315 件（4 月-1 月））（再掲）。
- ・ 品質管理の取組についてホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、ホームページの見直しを行っているところ。
- ・ 今年度中に、第 1 期日米協働調査試行プログラムについて、プログラムのメリットを具体的にした分析結果の公表等を通じて、そのメリットについてユーザーへの更なる周知を図るとともに、その結果を審査官にフィードバックし、審査の質の向上を図る予定。

(結果)

国際会議、審査官派遣・受入等において、品質管理に関する取組の情報収集が継続して実施されたため、特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることができ、より信頼感が高まった。

¹ 五庁長官ユーザー会合、五庁会合作業部会 3（審査関連）等

平成 30 年度の審査の品質管理における取組状況

※枠囲みは、審査品質管理小委員会報告書（平成 29 年度）における品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言。

【意匠】

（１）評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置づけと相互関係を示し、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

（ねらい）

制度ユーザーによる上記関連文書へのアクセスを容易化する。

（取組の計画）

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、意匠審査基準、意匠審査便覧、ガイドライン等の関連文書について、品質ポリシー、品質マニュアル、意匠審査基準、意匠審査便覧、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を、四法の比較ができる形で作成する。

（取組の実績）

- ・上記関連文書の一覧表を全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる形で作成し、ホームページで公表した。

（結果）

上記関連文書を四法で比較できる形で作成し公表したため、ユーザーによる関連文書へのアクセスが容易化された。

（２）評価項目④、⑤ 審査実施体制・品質管理体制に関するもの

- ・効率的かつ適切な審査を可能とする審査実施体制のために審査実施体制・品質管理体制の充実を図ること。

（ねらい）

審査実施体制及び品質管理体制を充実させる。

（取組の計画）

- ・効率的かつ適切な意匠審査を行うための審査実施体制を確保する。
- ・効率的な品質監査のために、担当審査官へのフィードバックの実施方法

を検討する。

(取組の実績)

- ・ 審査体制の整備・強化を図るべく、2名の意匠審査官を採用した。
- ・ 品質管理官からの監査結果は、監査終了翌日までに決裁者へフィードバックし、再起案等の相談及び検討を速やかに行えるようにした。

(結果)

意匠審査官採用により意匠審査を効率的かつ適切に行える審査実施体制を維持できた。さらに、監査の効率化を図ることができたため、審査実施体制・品質管理体制がより充実した。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- | |
|------------------------------------|
| ・ 審査品質のさらなる維持・向上のための審査システムを整備すること。 |
|------------------------------------|

(ねらい)

国際意匠登録出願（以下、ハーグ出願という）の審査システムを整備することにより、ハーグ出願の審査の質を維持・向上させる。

(取組の計画)

- ・ ハーグ出願の起案文書及び起案文作成に関する問題点を分析し改善を図る。
- ・ 受付開始から3年が経過したハーグ案件について、更に審査実務に関する知識等を共有する。
- ・ 品質管理の維持・向上のために研修内容を検討し、充実化・改善を図る。

(取組の実績)

- ・ ハーグ出願における協議指令書の起案文を見直し、理由文の組み合わせが適切に選択できるようシステム改造を行うことで、起案文の内容及び作成手順の改善を図った。
- ・ ハーグ起案時の主なチェックポイントをまとめた「ハーグ起案チェックシート」に運用改善した内容を追加し、更新した。
- ・ ハーグ出願に対する起案関係の情報を蓄積及び照会可能なアプリケーションを作成し、審査室の一部で利用を開始した。起案情報を日本意匠分類や通知種別、文字列（日本語及び英語）によって検索可能とした。
- ・ 国際協調を意識し、意匠の認定（出願の願書及び図面の記載の取扱い、一

- 意匠の考え方の明確化等)に関する意匠審査基準の改訂及び公表を行った。
- ・ 新任管理職を対象に、決裁時に留意すべきポイントについての情報共有を行い、決裁の均質性を図った。

(結果)

ハーグ出願の起案文等の改善及び起案関係、決裁関係の情報を共有する環境がより充実し、加えて審査システムの整備が進んだため、質の高いハーグ出願に対する審査が実施された。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ ユーザー評価調査における意匠審査官の専門知識レベルに関する課題を分析するとともに、質の向上に関する取組を推進することにより、国内外ユーザーに信頼される高品質な審査を着実に実施すること。 |
|--|

(ねらい)

専門知識レベルの向上を図り、ユーザーから信頼される審査を実施する。

(取組の計画)

- ・ 意匠審査官として正確な意匠の認定を行うため、担当分野における物品の取引状況や創作現場に関する広い知識を得るための取組を行う。
- ・ 特に異動者や担当分野が変わった審査官に対し上記取組を活用することで、専門知識の効率的な向上に取り組み、蓄積された専門知識は審査官間で情報共有を図る。

(取組の実績)

- ・ 審査担当分野の物品の取引状況や創作現場に関する知識を得るために、出願人企業を意匠審査官が訪問した。さらに、企業の経営層との意見交換、情報収集を行った。また、審査担当分野関連の展示会、学会、シンポジウム、セミナー等を訪問し（実績件数：90件）（2019年1月末時点）、担当分野の意匠のトレンド等の情報を得ることで、意匠の認定に必要な専門知識を高めた。
- ・ 異動等で新担当分野を持った審査官は、企業訪問や面接を積極的に行うことで専門知識を得る機会を増やした。
- ・ 従前作成している日本意匠分類ごとの分類定義や出願案件ごとに引き継ぎを想定した記録を必要に応じて作成することで、日頃から将来の異動を想定した記録の蓄積を行うと同時に、一部の審査室においてはハーグ出願に関する起案情報の蓄積・共有化を図った。

(結果)

取引の実情や創作現場に関する広い知識を得る取組を実施し、専門知識がより高まった。また、起案情報を蓄積する仕組みの整備を進め、知識の共有化が進んだ。

- ・電話・面接等におけるユーザーとのコミュニケーションの充実を継続するとともに、出張面接審査やテレビ面接に関する情報を発信する等、地方の中小企業を含むユーザーの意匠権取得を効果的に支援するための取組を継続すること。

(ねらい)

出願人等の納得感が高い審査を継続して実施する。

(取組の計画)

- ・面接や電話対応を積極的に実施する。また、地方創生への取組の一環として、審査効率にも留意しつつ、出張面接・テレビ面接を積極的に実施する。
- ・企業訪問時や、意見交換時などの際、出張面接やテレビ面接の利用について、随時周知を進めていく。

(取組の実績)

- ・電話対応を 2,806 件実施した。また、面接審査を 275 件実施した(そのうち、出張面接審査及びテレビ面接審査は 82 件)(2019 年 1 月末時点)。
- ・巡回特許庁、各種セミナー、企業コンタクト等において、出張面接やテレビ面接の利用を促した。

(結果)

昨年度と同様の規模の面接審査が実施され、出願人等の納得感の高い審査が継続して実施された。また、出張・テレビ面接審査を継続して実施したことで、地方企業、中小企業を含むユーザーの意匠権取得が効果的に支援された。

(4) 評価項目⑦ 品質検証のための取組に関するもの

- ・ハーグ審査に対応した品質監査等、品質管理の取組の充実を図ること。

(ねらい)

ハーグ出願の品質監査を充実させる。

(取組の計画)

- ・ ハーグ出願に関する品質監査の試行を拡大する。

(取組の実績)

- ・ 品質監査の対象を一次審査（以下、F Aという）以外にも拡大した。
- ・ 監査の試行対象拡大し、合わせて手続や審査判断に関する監査項目のチェック項目を追加した。
- ・ 意匠審査基準の改訂及び、改訂意匠審査基準に則った審査運用の徹底等を図っている。
- ・ ハーグ出願の起案記載例集を更新した。

(結果)

ハーグ出願の監査対象を拡大し、監査の環境整備を図ることができたため、品質監査がより充実した。

- ・ よりの確にユーザーの意見を聴取するため、意見交換やユーザー評価調査等を通じ、海外ユーザー、小規模ユーザーを含めた幅広いニーズを把握すること。

(ねらい)

幅広いユーザーのニーズを把握する。

(取組の計画)

- ・ 大企業だけでなく、中小・ベンチャー企業とも意見交換を行う。
- ・ 海外ユーザーや小規模ユーザーを含む幅広いユーザーを対象としたユーザー評価調査を継続する。

(取組の実績)

- ・ 小規模ユーザーも含めて企業コンタクトを行い、特許庁の施策、取組等の普及を行った。
- ・ ユーザー評価調査における調査対象者について、海外ユーザーや中小企業（中小企業：62社）を含め、幅広いユーザーニーズの把握に努めた。

(結果)

幅広いユーザーを対象とした企業コンタクトを実施し、ユーザー評価調査においては海外ユーザーや小規模ユーザーも含み実施したため、幅広いユーザーのニーズが把握された。

(5) 評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCAサイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

(ねらい)

取組と結果との関係の確認を通じた継続的改善を図る。

(取組の計画)

- ・協議や品質監査の取組を通じて、品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCAサイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図る。

(取組の実績)

- ・ハーグ出願に関し、今年度行った協議指令内容の変更により審査運用の中で発生しやすくなった起案の問題について、品質管理の取組を通じて得られた課題の改善策を検討し、重点的に監査を行う仕組みを整え、監査を実施した。
- ・2017年度から一次審査結果の書類に対する監査を行い、2018年度からは、監査対象の起案書類をFAの書類だけでなく、FA以外の書類にも拡大した。
- ・ハーグ出願は起案の実績を積み上げている段階であり、分析方法の確立のために2018年度も引き続き、全件に対して案件協議を実施し内容を分析し、監査における問題点の抽出等を行う。

(結果)

通常の監査に加え、ハーグ出願の起案の問題点についても課題抽出と改善検討を行い、監査の重点的項目を抽出し、それを実施することにより、継続的改善が図られた。

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するに当たり品質管理の取組の分かりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

(ねらい)

特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることにより、信頼感を高める。

（取組の計画）

- ・国際会議、審査官協議、審査実務指導等の機会を通じて、海外特許庁へ我が国特許庁の審査の質に関する取組を発信するとともに、外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を行う。
- ・各企業／業界団体との意見交換を引き続き実施する。
- ・品質管理の取組について引き続きホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、平成 30 年度にホームページの見直しを行う。

（取組の実績）

- ・第 4 回意匠五庁（ID5）会合において品質監査に関する研究についての協力プロジェクトを国際協調に向けた新たな取組として採択した。また、台湾特許庁の意匠審査官と意見交換が行われることになった。
- ・各企業、業界団体との意見交換を行い、特許庁の施策及び取組の普及を行った。
- ・品質管理の取組についてホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、ホームページの見直しを行っているところ。

（結果）

国際会議、審査官派遣等において、品質管理に関する取組の情報収集が継続して実施されたため、特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることができ、より信頼感が高まった。

平成 30 年度の審査の品質管理における取組状況

※枠囲みは、審査品質管理小委員会報告書（平成 29 年度）における品質管理の実施体制・実施状況に関する改善提言。

【商標】

（１）評価項目① 文書の作成状況に関するもの

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、審査ハンドブック、ガイドライン等の関連文書について、全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる一覧表等を作成すること。

（ねらい）

制度ユーザーによる上記関連文書へのアクセスを容易化する。

（取組の計画）

- ・品質ポリシー、品質マニュアル、審査基準、ガイドライン等の関連文書についての一覧表を、四法の比較ができる形で作成する。

（取組の実績）

- ・上記関連文書の一覧表を全体の中の位置づけと相互関係を示しつつ、四法の比較ができる形で作成し、ホームページで公表した。

（結果）

上記関連文書を四法で比較できる形で作成し公表したため、ユーザーによる関連文書へのアクセスが容易化された。

（２）評価項目④ 審査実施体制に関するもの

- ・審査官数の確保及びその育成の充実を図ること。

（ねらい）

審査実施体制及び審査官の育成を充実させる。

（取組の計画）

- ・審査体制の整備・強化を図るべく、審査官の増員に努める。
- ・審査の質を継続的に向上させるため、品質管理に必要な体制を確保する。
- ・平成 30 年度研修計画に基づき、職位に応じた研修を行い、審査官の育成を図る。

(取組の実績)

- ・ 審査体制の整備・強化を図るべく、12 名の新任審査官を採用した。
- ・ 審査官として長年の経験を積んだ者が継続して審査業務を行えるよう、再任用の道を確保した（今年度実績：8 名）。
- ・ 11 名の品質管理官を確保し、品質管理に必要な体制を維持した。
- ・ 研修計画に基づき、職位や経験年数に応じた階層別の研修を設け、審査官に必要な能力の向上を図った。

(結果)

必要な審査官・品質管理官が確保され、また、研修計画に基づいた研修を実施し、審査官に必要な能力が向上したことにより、適切な権利設定がされる審査実施体制がより充実した。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 新しいタイプの商標審査に関する審査実施体制の充実及び審査運用の徹底を図ること。 |
|---|

(ねらい)

新しいタイプの商標審査に関する実施体制を充実させ、審査運用を徹底させる。

(取組の計画)

- ・ 新しいタイプの商標審査に関する審査ノウハウの共有化を図り、新しいタイプの商標審査に対応できる人材を継続的に育成する。
- ・ 新しいタイプの商標の審査に関して、「動き商標」、「ホログラム商標」、「色彩のみからなる商標」、「音商標」及び「位置商標」に関する審査マニュアルの充実を図るとともに、順次、審査便覧に反映し、公表を図る。
- ・ 新しいタイプの商標の審査については、管理職等を含めた協議を積極的に行うとともに、その審査事例を蓄積し、審査官間における情報共有を図る。

(取組の実績)

- ・ 各審査室に新しいタイプの商標の担当審査官を定め、「音」・「動き」などのタイプ別に審査ノウハウを蓄積し、審査官に共有を図るとともに、定期的に担当審査官を変更するなど、審査に対応できる人材を継続的に育成することができた。また、蓄積した審査ノウハウに基づき、新しいタイプの商標のタイプ別の審査マニュアルを改訂した。

- ・新しいタイプの商標の審査について、管理職等を含めた協議をする場を定期的に設けて、積極的に協議を行うとともに、その協議結果（審査事例）をまとめたリストを作成し、その蓄積した情報を審査官に共有した。

（結果）

担当審査官の設置や積極的な協議の活用により、審査の効率化及び審査ノウハウの蓄積を図りつつ、担当審査官の変更や審査官への審査ノウハウの共有化を通じて、新しいタイプの商標審査に対応できる人材を継続的に育成したことにより、新しいタイプの商標審査に関する実施体制が充実し、審査運用がより徹底された。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・国際的なビジネス環境の変化、とりわけアジア諸国とのビジネス環境が急激に変化する中で、国際化に耐えられる十分な審査体制を構築すること。 |
|---|

（ねらい）

国際化に耐え得る審査体制を構築する。

（取組の計画）

- ・平成 30 年度研修計画に基づき、国際化への対応能力向上のための研修（語学研修、海外留学等）を実施し、審査官の育成を図る。
- ・欧州・韓国・台湾等の海外知財庁との二庁間における専門家会合、米国特許商標庁（USPTO）への審査官派遣、海外知財庁への専門家派遣等を通じて、国際化に対応した審査官の育成及び審査体制の構築を図る。

（取組の実績）

- ・研修計画に基づき、通学型講座、通信教育型講座などの語学研修を実施するとともに、語学留学、海外大学派遣（各 1 名）など国際化への対応能力向上のための研修を実施し、審査官の育成を図った。
- ・欧州・韓国・台湾等の海外知財庁との二庁間における専門家会合、米国特許商標庁（USPTO）への審査官派遣（1 名）、海外知財庁への専門家派遣（インドネシア：1 名、ブラジル：1 名）等を通じて、国際化に対応した審査官の育成及び審査体制の構築を図った。

(結果)

研修計画に基づき語学研修、海外留学等を実施するとともに、海外知財庁との専門家会合、審査官派遣等を通じて、国際的な環境での業務を多くの審査官に経験させるなど、国際化に耐え得る審査体制の構築が進んだ。

(3) 評価項目⑥ 品質向上のための取組に関するもの

- | |
|--------------------------|
| ・審査品質の向上のためのシステムを整備すること。 |
|--------------------------|

(ねらい)

システムを整備することにより、審査品質を向上させる。

(取組の計画)

- ・商標審査の質の向上及び効率化に向けたシステム整備のため、商標審査周辺システムの開発を推進する。

(取組の実績)

- ・不明確な商品及び役務に係る審査の質の向上及び効率化を推進するため、過去に採択または採択できない商品及び役務の情報をわかりやすく表示するシステム対応を行った。
- ・これまで蓄積してきた商品及び役務のデータは膨大な量となっており、サーチに係る時間が増加しているため、審査の質の向上及び効率化のためにサーチ処理能力を向上させるシステム開発の検討を行った。

(結果)

システムにおける表示方法の改善により、審査が効率化されるとともに、質の向上が図られた。また、サーチ処理能力を向上させるシステム開発の検討を行い、審査システムの整備が進んだ。

- | |
|---|
| ・社会情勢の変化及びユーザーニーズを踏まえた商標審査基準（その他の審査資料も含む）の見直しを行うこと。 |
|---|

(ねらい)

社会情勢の変化及びユーザーニーズに対応する。

(取組の計画)

- ・ユーザーニーズ及び社会情勢の変化を踏まえ、商標審査基準の整備（小売等役務商標の取扱い、元号の取扱い等）を行う。

- ・ユーザーニーズの把握及び課題抽出を図るべく、各企業／業界団体と積極的に意見交換を行う。

(取組の実績)

- ・商標審査基準に係るユーザーニーズ及び社会情勢の変化を踏まえ、「識別力」及び「元号」などに関する審査基準について見直しを行った。
- ・ユーザーニーズの把握及び現状の審査における課題を抽出すべく、様々な企業／業界団体と意見交換を行った（59件（4-1月））。

(結果)

改元などの社会情勢、様々な企業／業界団体との意見交換等を通じて得たユーザーニーズを踏まえた商標審査基準の見直しにより、社会情勢の変化やユーザーニーズへの対応が進んだ。

- | |
|---------------------------------|
| ・判決や審決のフィードバックによる審査の適切性を確保すること。 |
|---------------------------------|

(ねらい)

判決や審決を踏まえた適切な審査を実施する。

(取組の計画)

- ・審査部門と審判部門とで、情報意見交換会を継続的に実施する。
- ・異議申立てによって取消決定がなされた案件について、異議決定の要点を一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、その分析結果について審査部に情報共有を図る。
- ・拒絶査定不服審判の案件について、審査の適切性に関する分析を行った上で、審査部門及び審判部門とで意見交換を行い、その結果を審査部内で情報共有を図る。

(取組の実績)

- ・上半期に審査部門と審判部門の間で、全体の処理方針に関して意見交換会を行うとともに、下半期には、審判部と行っているフィードバック連絡票を利用して、審査・審判との間で判断のかい離が生じている点について詳細に分析し、その結果に基づき、意見交換を行い、そこで新たに決められた処理方針等について審査部内で情報共有を図った。

- ・異議申立てによって取消決定がなされた案件について、異議決定の要点を一覧にまとめ、審査と審判で判断が異なった要因等の分析を行い、その分析結果を報告書としてまとめ、審査部内で情報共有を図った。また、審判部より毎月送られてくる異議取消案件リストについて、審査部全体で情報を共有し、必要に応じて管理職を含めた協議の場で検討を行った。

（結果）

ユーザー評価調査における審判決との均質性の満足度が年々向上しているところ、審査・審判部門の意見交換、審査部内での情報共有、協議等の取組を引き続き行ったことにより、審判決との均質性のある審査が継続して実施された。

- | |
|--------------------------------|
| ・商標の識別性の判断及び類似性の判断の均質化を確認すること。 |
|--------------------------------|

（ねらい）

商標の識別性の判断及び類似性の判断について、均質性のある審査を実施する。

（取組の計画）

- ・決裁（管理職チェック）を通じて、審査官間での判断や起案内容の均質性を高め、組織として一貫性のある審査を実施する。
- ・審査官間（管理職を含む。）において積極的に協議を実施することにより、審査における調査手法や審査判断の均質性を確保する。

（取組の実績）

- ・管理職による決裁を全件行い、再調査・再起案が必要な案件は審査官に差し戻すなどすることで、審査官間での判断や起案内容の均質性を高め、組織的に一貫性のある審査を実施した。
- ・商標の使用による周知性の判断や新しいタイプの商標の審査はもとより、争点を同じくする複数の出願における判断など、個々の審査官での判断が困難な案件等についても積極的に審査官間の協議を実施し、調査手法及び審査の判断手法を共有するなどして審査の均質性を確保した。

（結果）

ユーザー評価調査における判断の均質性の満足度が年々向上しているところ、管理職による決裁、審査官間の協議等の取組を引き続き行ったことにより、審査官間の均質性のある審査が継続して実施された。

- ・パターン分析等で有効と思われる AI の活用について十分な精度検証を行った上での AI 技術を用いた審査効率化を導入すること。

(ねらい)

AI 技術の活用可能性の精度検証を進める。

(取組の計画)

- ・先行図形商標調査及び不明確な商品・役務チェックに関し、人工知能（AI）技術を活用した業務の高度化・効率化について、引き続き、実証的研究事業を実施する。

(取組の実績)

- ・昨年度の実証的研究事業で確認された課題を踏まえ、業務の高度化・効率化を支援するツールとしての人工知能（AI）技術の活用可能性と、更なる精度向上に向けた検証を実施した。

(結果)

業務の高度化・効率化を支援するツールとしての人工知能（AI）の活用可能性に係る精度検証がより進んだ。

- ・審査官研修における効果確認を実施すること。

(ねらい)

審査官の理解度・習熟度に合った適切かつ効果的な研修を実施する。

(取組の計画)

- ・研修の実施に当たって、研修生の理解を深めるための効果確認を実施する。
- ・各研修の終了後、講師及び研修生に対してアンケートを実施し、研修生の習熟度を把握するとともに、研修の改善につなげる。

(取組の実績)

- ・研修の講義において、例えば、座学の後に具体的な施策の検討や事例研究を行うなど、講義内容の理解度を研修生の発表や検討を通じて確認し、その理解を深めるよう工夫して研修を実施した。

- ・各研修の終了後、講師及び研修生に対してアンケートを実施し、研修生の習熟度を確認するとともに、講師及び研修生の改善点等に関するコメントを検討し、研修の講義科目の変更や重複していた研修内容の見直しなど、研修カリキュラム等の改善を行った。

（結果）

研修生の理解を深めるよう工夫して研修を実施し、また、各研修の終了後に実施したアンケートを分析し、研修生の習熟度や改善点等に関するコメントを基に研修カリキュラム等の改善を行うなど、審査官の理解度・習熟度に合った適切かつ効果的な研修が実施された。

（５）評価項目⑧ 審査の質の分析・課題抽出に関するもの

- ・品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図ること。

（ねらい）

取組と結果との関係の確認を通じた継続的改善を図る。

（取組の計画）

- ・協議や品質監査の取組を通じて、品質管理の取組と、その取組を実施することで得られた結果との関係の確認を通じて、PDCA サイクルが有効に機能していることを確認しつつ、継続的改善を図る。

（取組の実績）

- ・協議や品質監査で同じ問題が複数件生じているなど、品質管理の取組を通じて得られた喫緊の課題について改善策を検討し、統一した判断手法や審査の運用を定め、周知・徹底するなど、継続的に改善を図ることができた。

（結果）

品質管理の取組を通じて得られた喫緊の課題について改善策を検討し、統一した判断手法や審査の運用を定め、周知・徹底することにより、継続的改善が図られている。

- ・ユーザー評価調査結果改善のための具体的取組として、例えば、審判決との均質性、審査官間の均質性改善のための具体的な問題点を抽出し、具体的な改善策を検討・実行すること。

(ねらい)

具体的な問題点を抽出し、その具体的な改善策を検討・実行することで、ユーザー評価調査結果を改善させる。

(取組の計画)

- ・品質監査やユーザー評価調査を通じて収集した分析結果等を踏まえ、商標審査の質の維持・向上に向けた施策を検討し、商標審査業務の改善を図る。
- ・各種フィードバックの内容を確認し、フィードバックされた内容とその対応策について審査部内で情報共有を図る。

(取組の実績)

- ・ユーザー評価調査等を通じて多く寄せられた「識別力」の審査に関する意見を踏まえ、審査基準の見直しを行い、その改訂及び公表を行った。
- ・審判部との査定不服審判に関するフィードバック連絡票を利用して、審査・審判との間で判断のかい離が生じている点について詳細に分析し、その結果に基づき、意見交換を行い、そこで新たに決められた処理方針等について審査部内で情報共有を図った。

(結果)

ユーザー評価調査等を通じて寄せられたユーザーの意見、審判部との査定不服審判に関するフィードバック連絡票に基づく分析結果等を基に、具体的な問題点を抽出し、その解決のための具体的な改善策を検討・実行することにより、ユーザー評価調査結果の改善を図った。

(6) 評価項目⑪ 審査の質向上に関する取組の情報発信に関するもの

- ・我が国特許庁の審査の質に関する取組について、国内外ユーザーや海外特許庁へ積極的に情報発信するにあたり、品質管理の取組のわかりやすい情報提供の検討及び外国特許庁の品質管理に関する取組の情報収集を継続すること。

(ねらい)

特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることにより、信頼感を高める。

（取組の計画）

- ・国際会議、審査官協議等の機会を通じて、海外特許庁へ我が国特許庁の審査の質の維持・向上に関する取組を発信する。
- ・商標五庁会合（TM5）において、日本がリード庁として推進している品質管理プロジェクトを通じて、五庁における品質管理施策の情報共有を図る。
- ・各企業／業界団体との意見交換を引き続き実施する。
- ・品質管理の取組について引き続きホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、平成30年度にホームページの見直しを行う。

（取組の実績）

- ・欧州・韓国・台湾等の海外知財庁との二庁間での意見交換、ブラジルなどへの海外知財庁への専門家派遣、その他研修生受入れ（タイ、インドネシア、アルゼンチン、ブータン、ブラジル、ブルネイ、カンボジア、エジプト、インド、カザフスタン、マレーシア、ミャンマー、ベトナム、アフリカ知的財産機関（OAPI）等）の機会を利用して、我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、各庁の品質管理施策について意見交換を行うことにより、互いの品質管理システムに関して共通の認識を持つことができた。
- ・商標五庁会合（TM5）において、日本と欧州特許庁（EUIPO）とが共同リード庁として品質管理に関するプロジェクトを進めており、今年度は各庁へ品質管理の取組についてアンケートを実施し、その回答を回収するなど、五庁における品質管理施策の情報共有を図ることができた。
- ・業界団体等と意見交換会を実施し（企業10件、業界団体22件、組合・商工会等27件）、特許庁の施策、及び取組等の普及を行った。
- ・国際商標協会（INTA）年次総会等において、我が国特許庁における審査の品質管理の取組を紹介し、海外ユーザー団体等に積極的に情報発信することにより、我が国の審査に対する信頼感を醸成した。
- ・品質管理の取組についてホームページで情報提供するとともに、分かりやすい情報提供のため、ホームページの見直しを行っているところ。

（結果）

国際会議、審査官派遣等において、品質管理に関する取組の情報収集が継続して実施されたため、特許庁の品質に関する国内外の理解を得ることができ、より信頼感が高まった。